

特定建設工事共同企業体に関する事項

1 参加資格に関する事項

特定建設工事共同企業体は、次に掲げる条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2者又は3者であること。
- (2) 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資比率は、最低30%以上であること。
- (3) 特定建設工事共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で施工能力及び出資比率が最大の者であること。
- (4) 特定建設工事共同企業体の代表者となる者

平成25年度以降に単独又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限り、）である元請けとして、国の機関（※1。以下同じ。）、県、市町村及びコリズ登録された公益民間企業（※2。以下同じ。）の発注する本件工事と同種工事（※3。以下同じ。）の施工実績を資料提出日において有する者。

※1 公社、公団、事業団などのその他政令で定める法人を含む

※2 交通（鉄道、空港）、資源・エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等

※3 契約金額3千万円以上の土木一式工事

- (5) 本工事の特定建設工事共同企業体の各構成員は、建設業法第26条の規定による主任技術者で、次の基準を満たす者を開札日までに専任で配置できること。ただし、資料提出日において配置予定技術者が他の工事に従事しており、その工事が未竣工である場合は、あわせて誓約書を提出すること。

ア 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者は、1級又は2級土木施工管理技士若しくは1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者であること。

イ 特定建設工事共同企業体の構成員が配置する主任技術者は、1級又は2級土木施工管理技士若しくは1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者であること。

ウ 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する主任技術者は、平成25年度以降に単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、国の機関、県、市町村及びコリズ登録された公益民間企業の発注する土木一式工事又は水道施設工事（契約金額1千5百万円以上）の施工実績を資料提出日において有する者であること。

※施工実績とは、「主任技術者」若しくは「平成25年4月1日以降発注の公共工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人（コリズ登録済者に限る。）」としての実績です。なお、担当技術者としての実績は不可とします。

エ 本工事の競争参加申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、若しくは緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

※営業所の専任技術者、経營業務の管理責任者でないこと。

2 申請手続等

(1) 競争参加資格の確認（審査）

入札参加希望する特定建設工事共同企業体は、公告に記載された提出書類に加えて、下記書類を持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、提出期限までに必着すること。これらの提出書類により競争参加資格の確認（審査）を行います。

なお、提出期間にこれらの書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 提出書類

- (ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第7号）
- (イ) 特定建設工事共同企業体協定書
- (ウ) 使用印鑑届（様式第9号）

(2) 申請に係る注意事項

- ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ 提出された添付書類は、本工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ウ 提出された添付書類は返却しません。